

平成26年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成26年度11月補正予算等関係)

病 院 局

平成26年11月定例会議案説明資料目次

病院局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第6号	平成26年度鳥取県営病院事業会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	1
	2 予定キャッシュ・フロー計算書		3
	3 債務負担行為に関する調書		4
	4 予定貸借対照表		6

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第14号	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	総務課	8
議案第22号	職員の給与に関する条例等の一部改正について (病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について)	総務課	別冊

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	総務課	10

## 平成26年度鳥取県営病院事業会計補正予算説明資料総括表

病 院 局 (単位：千円)

区 分		収 入			支 出		
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
中央病院	収益的収支	13,185,178	295,991	13,481,169	13,134,516	179,352	13,313,868
	資本的収支	801,202	0	801,202	1,224,078	0	1,224,078
	計	13,986,380	295,991	14,282,371	14,358,594	179,352	14,537,946
厚生病院	収益的収支	7,409,539	0	7,409,539	7,855,691	0	7,855,691
	資本的収支	743,786	0	743,786	1,001,207	0	1,001,207
	計	8,153,325	0	8,153,325	8,856,898	0	8,856,898
病院統括管理費	収益的収支	1,377	0	1,377	110,606	0	110,606
	資本的収支	0	0	0	2,822	0	2,822
	計	1,377	0	1,377	113,428	0	113,428
合 計	収益的収支	20,596,094	295,991	20,892,085	21,100,813	179,352	21,280,165
	資本的収支	1,544,988	0	1,544,988	2,228,107	0	2,228,107
	計	22,141,082	295,991	22,437,073	23,328,920	179,352	23,508,272

## ○説 明

## 【主な補正内容】

## ○厚生病院病室療養環境整備事業

厚生病院の病室の空調用ファンコイルユニット等の更新及び医療ガスアウトレットの増設に係る工事(第二期)を行う。

【債務負担行為】 期間：平成27年度、限度額：65,107千円

# 中央病院

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	説 明									
収益的収入及び支出	(1款) 病院事業収益	13,185,178	295,991	13,481,169									
	(1項) 医業収益	11,508,589	295,991	11,804,580	<table border="1"> <tr> <td>(目) 入院収益</td> <td>6,554</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○入院患者数の増による補正</td> </tr> <tr> <td>(目) 外来収益</td> <td>289,437</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○外来患者数の増による補正</td> </tr> </table>	(目) 入院収益	6,554	○入院患者数の増による補正		(目) 外来収益	289,437	○外来患者数の増による補正	
	(目) 入院収益	6,554											
	○入院患者数の増による補正												
(目) 外来収益	289,437												
○外来患者数の増による補正													
(1款) 病院事業費用	13,134,516	179,352	13,313,868										
(1項) 医業費用	12,253,196	179,352	12,432,548	<table border="1"> <tr> <td>(目) 材料費</td> <td>171,827</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○入院、外来患者数の増等による薬品費及び診療材料費の補正</td> </tr> <tr> <td>(目) 経費</td> <td>7,525</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○医療機器整備支援事業費に係る委託料</td> </tr> </table>	(目) 材料費	171,827	○入院、外来患者数の増等による薬品費及び診療材料費の補正		(目) 経費	7,525	○医療機器整備支援事業費に係る委託料		
(目) 材料費	171,827												
○入院、外来患者数の増等による薬品費及び診療材料費の補正													
(目) 経費	7,525												
○医療機器整備支援事業費に係る委託料													
差 引	50,662	116,639	167,301										

平成26年度鳥取県営病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	中央病院	厚生病院	病院統括管理費	計
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
当 年 度 純 利 益	164,119	△ 446,508	△ 108,088	△ 390,477
減 価 償 却 費	720,432	637,797	2,753	1,360,982
固 定 資 産 除 却 損	10,033	3,548	0	13,581
退職給付引当金の増減額(△は減少)	376,372	326,244	24,051	726,667
賞与引当金の増減額(△は減少)	294,651	179,048	4,011	477,710
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	51,826	31,492	707	84,025
貸倒引当金の増減額(△は減少)	125,366	20,830	0	146,196
長期前払消費税償却	15,861	12,533	183	28,577
長期前受金戻入額	△ 400,174	△ 334,272	0	△ 734,446
受 取 利 息	△ 10,770	△ 500	0	△ 11,270
支 払 利 息	84,274	128,631	126	213,031
未収金の増減額(△は増加)	△ 168,544	△ 38,347	0	△ 206,891
貯蔵品の増減額(△は増加)	14,745	162	0	14,907
未払金の増減額(△は減少)	△ 145,216	△ 107,880	221	△ 252,875
前受金の増減額(△は減少)	0	0	79,084	79,084
未払消費税の増減額(△は増加)	△ 1,850	△ 4,008	0	△ 5,858
小 計	1,131,125	408,770	3,048	1,542,943
受 取 利 息 の 受 取 額	10,770	500	0	11,270
支 払 利 息 の 支 払 額	△ 84,274	△ 128,631	△ 126	△ 213,031
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,057,621	280,639	2,922	1,341,182
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 462,537	△ 312,028	0	△ 774,565
一般会計からの繰入金による収入	419,202	411,086	0	830,288
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 43,335	99,058	0	55,723
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	382,000	332,700	0	714,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 736,284	△ 664,218	△ 2,822	△ 1,403,324
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 354,284	△ 331,518	△ 2,822	△ 688,624
資 金 増 加 額	660,002	48,179	100	708,281
資 金 期 首 残 高	5,876,907	1,436,556	7,041	7,320,504
資 金 期 末 残 高	6,536,909	1,484,735	7,141	8,028,785

債務負担行為に関する調書

追加

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益
中央病院磁気共鳴断層撮影装置(MRI)保守点検業務委託	千円 42,336		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 42,336	千円	千円	千円 42,336
中央病院ホルター心電図解析業務委託	千円 9,477		千円	平成27年度から 平成29年度まで	千円 9,477	千円	千円	千円 9,477
中央病院トイレ芳香洗浄システム賃借料	千円 1,336		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 1,336	千円	千円	千円 1,336
中央病院院内緑化鉢賃借料	千円 3,568		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 3,568	千円	千円	千円 3,568
中央病院警備保障、夜間救急受付及び電話交換業務委託	千円 137,160		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 137,160	千円	千円	千円 137,160
中央病院清掃作業等業務委託	千円 243,704		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 243,704	千円	千円	千円 243,704
中央病院食器洗浄業務委託	千円 59,700		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 59,700	千円	千円	千円 59,700
中央病院放射線被曝線量検査測定委託	千円 17,620		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 17,620	千円	千円	千円 17,620
中央病院医療ガス設備保守業務委託	千円 16,632		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 16,632	千円	千円	千円 16,632
中央病院冷凍機保守業務委託	千円 10,428		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 10,428	千円	千円	千円 10,428
中央病院電話交換設備保守委託	千円 2,312		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 2,312	千円	千円	千円 2,312
中央病院ボイラー圧力缶整備業務委託	千円 4,092		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 4,092	千円	千円	千円 4,092
中央病院昇降機保守業務委託	千円 28,692		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 28,692	千円	千円	千円 28,692
中央病院R I浄化槽清掃保守業務委託	千円 1,276		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 1,276	千円	千円	千円 1,276
中央病院消防設備点検業務委託	千円 19,788		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 19,788	千円	千円	千円 19,788

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益
中央病院発電機定期点検業務委託	千円 1,916		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 1,916	千円	千円	千円 1,916
中央病院搬送設備保守業務委託	千円 3,988		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 3,988	千円	千円	千円 3,988
中央病院空調機器・総合監視装置保守業務委託	千円 31,152		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 31,152	千円	千円	千円 31,152
中央病院受・変電設備点検業務委託	千円 2,812		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 2,812	千円	千円	千円 2,812
中央病院回転ドア保守業務委託	千円 1,468		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 1,468	千円	千円	千円 1,468
中央病院自動ドア保守業務委託	千円 1,184		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 1,184	千円	千円	千円 1,184
中央病院無停電装置保守点検業務委託	千円 2,632		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 2,632	千円	千円	千円 2,632
中央病院緑化管理業務委託	千円 4,304		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 4,304	千円	千円	千円 4,304
中央病院環境測定業務委託	千円 1,308		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 1,308	千円	千円	千円 1,308
中央病院仮想気管支鏡システム保守業務委託	千円 1,556		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 1,556	千円	千円	千円 1,556
中央病院医療機器整備支援事業費	千円 28,151		千円	平成27年度から 平成30年度まで	千円 28,151	千円	千円	千円 28,151
厚生病院施設等管理業務委託	千円 29,790		千円	平成27年度から 平成31年度まで	千円 29,790	千円	千円	千円 29,790
厚生病院ボイラー設備保守点検業務委託	千円 7,347		千円	平成27年度から 平成29年度まで	千円 7,347	千円	千円	千円 7,347
厚生病院病室療養環境整備事業費	千円 65,107		千円	平成27年度	千円 65,107	千円 65,100	千円	千円 7

平成26年度鳥取県営病院事業予定貸借対照表(当年度分)

(平成27年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

区 分	金 額			備 考		
				中央病院	厚生病院	病院統括管理費
1 固定資産						
(1)有形固定資産						
イ 土地		1,003,064		557,929	445,135	0
ロ 建物	20,026,410			10,555,931	9,470,479	0
減価償却累計額	10,626,252	9,400,158		6,702,388	3,923,864	0
ハ 構築物	523,590			406,061	117,529	0
減価償却累計額	350,414	173,176		283,194	67,220	0
ニ 器械備品	10,082,891			6,293,258	3,789,633	0
減価償却累計額	6,070,272	4,012,619		3,585,799	2,484,473	0
ホ 車両	57,161			44,991	12,170	0
減価償却累計額	27,636	29,525		15,476	12,160	0
ヘ リース資産	3,349			3,349	0	0
減価償却累計額	316	3,033		316	0	0
ト 建設仮勘定		147,837		147,837	0	0
チ その他有形固定資産		1,350		1,350	0	0
有形固定資産合計			14,770,762	7,423,533	7,347,229	0
(2)無形固定資産						
イ 電話加入権		4,466		1,122	3,344	0
ロ 水道施設利用権		0		0	0	0
ハ その他無形固定資産		92,187		78,981	2,194	11,012
無形固定資産合計			96,653	80,103	5,538	11,012
(3)投資その他の資産						
イ 長期前払消費税		451,503		178,243	272,119	1,141
投資その他の資産合計			451,503	178,243	272,119	1,141
固定資産合計			15,318,918	7,681,879	7,624,886	12,153
2 流動資産						
(1)現金預金			8,028,785	6,536,909	1,484,735	7,141
(2)未収金			2,888,066	2,039,686	848,380	0
(3)貸倒引当金			146,196	125,366	20,830	0
(4)貯蔵品			131,072	44,734	86,338	0
流動資産合計			10,901,727	8,495,963	2,398,623	7,141
3 繰延勘定						
資産合計			26,220,645	16,177,842	10,023,509	19,294



負債・繰延収益の部

(単位：千円)

区 分	金 額			備 考		
				中央病院	厚生病院	病院統括管理費
4 固定負債						
(1) 企業債		9,428,782		3,606,508	5,813,548	8,726
(2) リース債務		2,275		2,275	0	0
(3) 引当金						
イ 退職給付引当金	1,840,777			1,490,482	326,244	24,051
ロ 修繕引当金	38,487			38,487	0	0
引当金合計		1,879,264		1,528,969	326,244	24,051
固定負債合計			11,310,321	5,137,752	6,139,792	32,777
5 流動負債						
(1) 前受金		79,084		0	0	79,084
(2) 企業債		1,405,610		738,540	664,218	2,852
(3) リース債務		758		758	0	0
(3) 未払金		882,428		567,976	307,840	6,612
(4) 引当金						
イ 賞与引当金	477,710			294,651	179,048	4,011
ロ 法定福利費引当金	84,025			51,826	31,492	707
引当金合計		561,735		346,477	210,540	4,718
(5) その他流動負債		89,228		52,971	34,918	1,339
流動負債合計			3,018,843	1,706,722	1,217,516	94,605
6 繰延収益						
(1) 長期前受金		9,774,079		5,670,933	4,103,146	0
(2) 収益化累計額		5,179,211		2,946,111	2,233,100	0
繰延収益合計			4,594,868	2,724,822	1,870,046	0
負債合計			18,924,032	9,569,296	9,227,354	127,382

資本の部

(単位：千円)

区 分	金 額			備 考		
				中央病院	厚生病院	病院統括管理費
7 資本金						
資本金		16,630,179		10,500,522	6,080,822	48,835
資本金合計			16,630,179	10,500,522	6,080,822	48,835
8 剰余金						
(1) 資本剰余金						
イ 受贈財産評価額	0			0	0	0
ロ 補助金	0			0	0	0
ハ 負担金	0			0	0	0
資本剰余金合計		0		0	0	0
(2) 欠損金						
イ 当年度未処理欠損金	9,333,566			3,891,976	5,284,667	156,923
欠損金合計		9,333,566		3,891,976	5,284,667	156,923
剰余金合計			△9,333,566	△3,891,976	△5,284,667	△156,923
資本合計			7,296,613	6,608,546	796,155	△108,088
負債資本合計			26,220,645	16,177,842	10,023,509	19,294

条 例 名 等	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について																	
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 産科医療補償制度の掛金が引き下げられることに伴い、分べん料の額を引き下げる等、県立病院において徴収する使用料について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 分べん料の額を次のとおり引き下げる等、所要の規定の整備を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額 (単胎の場合)</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分～午後5時</td> <td style="text-align: center;">132,500円</td> <td style="text-align: center;">118,500円</td> </tr> <tr> <td>午前5時～午前8時30分</td> <td style="text-align: center;">155,400円</td> <td style="text-align: center;">141,400円</td> </tr> <tr> <td>午後5時～午後10時</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後10時～午前5時</td> <td style="text-align: center;">178,300円</td> <td style="text-align: center;">164,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 不妊治療料のうち配偶者間人工授精の遠心分離法に係る使用料を廃止する。</p> <p>3 施行期日 平成27年1月1日</p>	区分	金額 (単胎の場合)		現行	改正後	午前8時30分～午後5時	132,500円	118,500円	午前5時～午前8時30分	155,400円	141,400円	午後5時～午後10時			午後10時～午前5時	178,300円	164,300円
区分	金額 (単胎の場合)																	
	現行	改正後																
午前8時30分～午後5時	132,500円	118,500円																
午前5時～午前8時30分	155,400円	141,400円																
午後5時～午後10時																		
午後10時～午前5時	178,300円	164,300円																

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
1 略		1 略	
2 分べん料		2 分べん料	
単胎 の場 合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	118,500円	132,500円
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	141,400円	155,400円
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	164,300円	178,300円
多胎 の場 合	略	略	略
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額に8,000円を加えた額	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額に15,000円を加えた額
3 不妊治療料		3 不妊治療料	
	区分	金額	金額
	配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	1件につき 9,806円	遠心分離法 1件につき 4,860円
			密度勾配法 1件につき 9,806円
略		略	
4～10 略		4～10 略	
備考		備考	
1 妊娠12週以上22週未満の <u>出産</u> の場合における分べん料の額は、2の表に定める金額からそれぞれ1万6,000円を控除した額とする。		1 妊娠12週以上22週未満の <u>流産</u> の場合における分べん料の額は、2の表に定める金額からそれぞれ3万円を控除した額とし、 <u>妊娠12週未満の流産の場合には、分べん料を徴収しないものとする。</u>	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
中央病院	物品 保守	プリンター	6台	米子市西三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	146,016	平成26年9月1日 ～平成27年8月31日	鳥取県立中央病院

【別冊】

平成26年11月定例会

# 議 案 説 明 資 料

(職員の給与に関する条例等の一部改正について (病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について))

病 院 局

# 平成26年11月定例会議案説明資料目次

病 院 局

【予算関係以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第22号	職員の給与に関する条例等の一部改正について (病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について)	総務課	1

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の給与に関する条例等の一部改正について (病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 管理職員特別勤務手当について、平日深夜における勤務を支給対象とする。</p> <p>3 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日</p>

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 管理職員特別勤務手当は、<u>次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p>(1) <u>第5条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員（以下「管理監督職員」という。）又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日（以下「週休日等」という。）に勤務した場合</u></p> <p>(2) <u>管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 管理職員特別勤務手当は、<u>第5条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合に支給する。</u></p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。